

規制改革推進会議 第10回スタートアップ・イノベーション促進 ワーキング・グループにおける座長取りまとめの要旨

令和8年3月2日に開催された規制改革推進会議 第10回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおける落合座長の取りまとめの要旨は、以下のとおり。

- 我が国経済の更なる成長を実現するためには、会社法制上の理論的整合性に過度にとらわれることなく、経済成長の推進という政策的な観点から制度設計を行う必要があると考える。

以上を踏まえて、法務省に御検討いただきたい内容を申し上げる。

- 法務省におかれては、令和6年規制改革実施計画及び令和7年規制改革実施計画における会社法の見直しに関する各措置事項について、我が国経済の更なる成長に資する議論になっているかが成長戦略における重要論点となることにも留意しつつ、法制審議会会社法制部会において検討を継続し、本日の議論の中間試案への反映も含めて、議論の内容を精査し、令和8年度に結論を得て、結論を得次第、速やかに会社法改正に係る所要の法案を国会に提出すること。

特に、以下に述べる事項については、現在の議論の方向性の可否について、再度慎重に議論を行うことを求める。

- 具体的には、株式交付における反対株主の株式買取請求権が、円滑なM&Aの実施の妨げとなっており、それにより株式対価M&Aを利用できなかった大型事案があるとの指摘など、企業実務からの極めて強い懸念が寄せられている。この論点は、成熟企業のみならず、上場後のスタートアップにおいても、M&A後の成長資金の流出につながり得るものであり、スタートアップの成長力を高めるためにも見直しが不可欠と考える。

株式買取請求権の趣旨には対価が不公正な場合の救済の趣旨を含むなどとして撤廃を認めないといった指摘があるが、払込金額の妥当性が問題となる有利発行では株式買取請求権が認められておらず、株式交付における株式買取請求権の廃止も許容されるものとする。また、総会特別決議で組織再編が

承認される場合については、どこまでの影響度があれば、反対株主に退出する機会を与える必要があるのかは立法政策の問題であり、会社法理論ではなく、政策的判断の問題ではないかとの議論がなされていた。

したがって、少なくとも上場会社については、反対株主による市場での売却が可能であることも踏まえ、株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権については、撤廃する方向で、検討を行うこと。

○ また、親子関係を強化する際などにも円滑に株式交付を利用できるよう、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象となる方向で検討を進めること。

○ 次に、実質株主確認制度は、議決権行使助言会社の推奨結果に判断を委ねるパッシブな機関投資家の意思決定に問題が生じている現状において、株式会社が中長期的な成長の観点から実質株主との対話を容易にし、株主の意思決定の適正化に資する制度であると考えるが、情報提供を怠った際の制裁が過料では、特に海外の機関投資家等と仲介機関の守秘義務が解除されず、実質株主に係る十分な情報が得られないことが危惧される。

また、故意・重過失要件があるため、過料自体は比較的容易に適用を免れられるのではないかとの指摘もある。

この結果として、現在、法制審議会で議論されている制度である大量保有報告義務違反者に対する議決権の停止に当たっても、特に義務違反者が名義株主でない場合には議決権を停止すべき者の特定が困難になり、制度の実効性を担保できないことが懸念される。

会社と株主の間の建設的な対話の促進という制度趣旨では、対話の義務のない株主に対する議決権の停止は説明ができないといった指摘がなされるが、例えばEUの例を参考に、会社が有する、株主を特定する権利を制度趣旨に加えることで、議決権の停止を可能とする制度とすることが許容され、またEU同等の情報提供の求めに対して、協力を得られない株主の議決権停止を可能としても、国際的に見て株主の権利を過度に制約するものとはならないのではないかと考える。

したがって、実質株主確認制度において、株式会社から株主に係る情報の提供を求められた際、事務処理の誤り等による場合を除き、名義株主等が情報提供を怠ったり、虚偽の情報を提供した場合には、当該株主に係る議決権を停止することが可能な制度とする方向で、検討を行うこと。

なお、経済安全保障の観点でも必要な仕組みとなるので、必要性に関してはその点も勘案して検討を行うこと。

- 以降の論点については、ポイントのみ申し上げる。「従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し」については、株主総会による決議を要することなく、子会社の役職員等にも広く交付を可能とする方向で、検討を行うこと。

なお、中間試案のたたき台では、現物出資構成にも株主総会決議が必要となる余地が残されているが、立法事実もなく、現在の実務に対して規制を強化するものとなるため、実務に悪影響を与えることを強く懸念している。

- 「バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備」については、定款の定め及び場所の定めのある株主総会の請求権を不要とする方向で、検討を行うこと。

- 最後に、法務省は、規制改革推進会議の事務局と調整の上、以上の論点を中心に、本日の議論の主要なポイントを会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明等に反映し、中間試案に関するパブリック・コメントを実施すること。